

学校No.	要望No	通No	園・校名	危険箇所・要注意箇所	危険の内容等	点検内容	尼崎市道路維持担当	警察(北・東・南)・国・県対策予定	教育委員会・学校が実施する対策	工事実施の可否	進捗状況
1	No.1-1	1	園田南小学校	スギ薬局上坂部店前	通学路にもかかわらずガードレールがなく、自動車と児童の距離が近い。	・ガードレールの設置	道路幅員が狭く、車両の通行が困難となるためガードレールの設置はできません。	—	—	×	
	No.1-2	2		杭の本公園東側S字道路	車通りが非常に多く、見通しも悪い。全校児童の4分の1ほどが通学路として利用するにもかかわらず、歩道がない。	・路肩のカラー化 ・時間規制	路肩カラー舗装を実施済。	交通規制の対応はできません。(尼崎東警察署)	—	—	-
2	No.2-1	3	園田北小学校	猪名寺1丁目	現在、児童が居住している区画からほかの区画に移動する際、2車線の交通量の多い道路を渡らなければならないが、横断歩道はあるものの、見通しが悪く危険である。	・信号設置	—	信号機の設置要件を満たしていないため設置できません。(尼崎東警察署)	—	×	
3	No.3-1	4	園田北小学校	田能東口交差点	北西角が狭く、登校児童と通勤中の自転車等で混み合い、接触をしそうになる。	・歩道拡幅	歩道溜まりを拡幅します。	—	—	○	
	No.3-2	5		田能東口交差点	北西角から南西角に向け、横断歩道がないのにも関わらず歩行者、自転車問わず多くの横断がある。現在、児童には横断しないように何度も指導しており、横断する児童は見られないが、今後児童と自動車による接触事故が起き危険性がある。	・横断歩道新設	—	横断歩道の設置要件を満たしていないため設置はできません。(尼崎東警察署)	—	×	
	No.3-3	6		田能東口交差点から北方向	自転車の交通量が多いが道幅が狭く自動車同士のすれ違いが困難で、歩道まで寄りながらすれ違いをしており危険である。児童と自転車の接触事故が起きる可能性がある。	・時間規制	—	伊丹市につながる道路であり、う回路がないため対応はできません。(尼崎東警察署)	—	×	
	No.3-4	7		田能3丁目2北東の交差点	交差点ですれ違いができず、歩道によって信号待ちをする自動車が多く、通学中の児童に接触しそうである。交差点の角の歩道が狭く、歩行者や自転車の利用も多く、車道にまであふれそうになり接触の危険がある。	・歩道拡幅	車道の有効幅員が4mであり、これ以上幅員を狭めると車両の行き違いが困難なため歩道の拡幅はできません。	—	—	×	
	No.3-5	8		田能3丁目4北東の交差点	歩道が南側にしかなく、北西から来る児童が多い中で横断歩道のない車道を横断しなければならぬ。しかし、東から西に抜けていく道は自動車の通行量も多く、横断が危険である。	・歩道新設	水路沿いの道路と東西の道路がどちらも道路幅員が4mほどで、合流後は7.2mでした。合流後の道路幅員が広がっているため外側線を引き、路側帯を広げ安全を確保します。	横断歩道の設置要件を満たさないため設置できません。(尼崎東警察署)	—	○	
	No.3-6	9		田能3丁目10.9水路付近	水路の柵の腐食し危険である。	・柵の取り換え	腐食している柵を取り替えます。	—	—	○	
	No.3-7	10		田能3丁目5北西の交差点	歩道が無い交通量の多い道を児童が横断するためなので危険である。	・歩道拡幅	当該道路の北側に2mの歩道が整備されており、十分な幅員が確保されているため歩道の拡幅はできません。	横断歩道の設置要件を満たさないため設置はできません。(尼崎東警察署)	—	×	
	No.3-8	11		田能3丁目26南東の交差点	交差点の見通しが悪く、児童と住宅街から出てきた自動車との接触の危険がある。住宅街から出てくる車が、角の家の植木で「一旦停止標識」が見えにくく危険である。	・カーブミラー設置	一旦停止線があり、カーブミラーは設置できません。植木の剪定を土地所有者に指導します。	—	—	△	
	No.3-9	12		園田小学校南門付近	道路を横断する際、歩道まで横断歩道がなく危険である。	・横断歩道新設	—	横断歩道の設置要件を満たさないため設置はできません。(尼崎東警察署)	—	×	
	No.3-10	13		田能1丁目1南東の交差点から園田橋線	歩道や歩車分離のための路肩もなく危険である。	・歩道新設	路側帯の設置を実施します。	—	—	○	
	No.3-11	14		椎堂1丁目14南東と北東の交差点	横断歩道はあるが、歩行者用信号が無いため、横断歩道で児童が待っていても停止する車が少なく、交通量もあり飛ばす車も多いため事故の危険がある。	・信号機の設置	—	信号機の設置要件を満たしていないため設置できません。(尼崎東警察署)	—	×	
	No.3-12	15		椎堂1丁目14南東の交差点からの北側、北向き一方通行	路肩がなく自動車や自転車との接触の恐れがある。	・歩道新設	路側帯の設置を実施します。	—	—	○	
	No.3-13	16		東園田町3丁目25-21付近交差点	横断する児童が多いが、横断歩道がない。	・横断歩道の設置	—	横断歩道の設置要件を満たさないため設置はできません。(尼崎東警察署)	—	×	
	No.3-14	17		プラウド東園田北側道路	路肩がなく危険である。	・歩道新設	幅員が3.7mであり、車両の行き違いが困難になることから路側帯新設はできません。	—	—	×	

学校No.	要望No	通No	園・校名	危険箇所・要注意箇所	危険の内容等	点検内容	尼崎市道路維持担当	警察(北・東・南)・国・県対策予定	教育委員会・学校が実施する対策	工事実施の可否	進捗状況
4	No.4-1	18	小園小学校	額田 名神高速道路沿い	一方通行で車の交通量が多い通りにも関わらず、歩道がない。高速道路の高架下であり、その首のほうが大きく車道を走る車の音が聞こえにくい。また、抜け道で走る車が多く、信号機が設置していないこともあり、スピードが出ていたり、停止しなかったりと危険です。	・歩道新設	道幅が5.15m、柵の中は2.1m 交差点の北側に歩道はありませんでした。 柵内の土地の境界を確定した上で歩道の新設を実施します。	信号機の設置要件を満たしていないため設置できません。(尼崎東警察署)	—	○	
	No.4-2	19		小中島から若王寺間の西向き一方通行	車両の往来も多く、道幅も狭く危険である。	・路肩のカラー化	路肩カラー舗装を実施します。	—	—	○	
	No.4-3	20		久々知1-9-12(ローソン南)	道幅が狭く児童と車両と交錯する可能性があるため、歩く場所を区別できれば安全を確保できる。	・路肩のカラー化	路肩カラー舗装を実施済みです。	—	—	-	済
5	No.5-1	21	園田東小学校	東園田町7丁目11-1付近	抜け道として自動車スピードを出して通行しており危険であり、登下校する児童が交通事故に遭う可能性が高い。	・路側帯設置 ・「文」マークの設置	「文」マークの設置を実施します。路側帯についても併せて設置します。	規制標識設置は対応できません。(尼崎東警察署)	—	○	
	No.5-2	22		猪名川堤防道路への進入口南側と北側	通学路に指定されているにもかかわらず、時々バイクの進入が確認されており非常に危険である。	・標示設置	—	対応を検討します。(尼崎東警察署)	—	×	
6	No.6-1	23	潮小学校	潮江高内交差点	車用の信号機(赤・青の確認がしにくい)が見えにくく、児童が信号を見落として横断し、事故に遭わないか心配である。	・信号機の設置	—	当該交差点では要望後に歩行者用信号機を設置しており、対策済みです。(尼崎東警察署)	—	-	済
	No.6-2	24		潮小学校前の歩道	歩道の幅が狭いと児童が車道に出てしまう危険がある。潮小学校南門を出たところの信号機(押しボタン)がとても青になるまでの時間が長い。待っている間に、歩道がいっぱいになり、他の歩行者が通れなくなる。	・歩道の拡幅 ・信号機の制御	歩道の有効幅員が3.0mあったため、これ以上の拡幅が必要ないと考えます。	信号制御を変更し、対流が少なくなるよう対策済みです。(尼崎東警察署)	—	-	済
7	No.7-1	25	長洲小学校	長洲公園東側歩道橋	長洲線に架かっている横断歩道橋について、階段の滑り止めが剥がれている箇所が複数あり、雨の際は特に転倒する危険がある。	・横断歩道橋の補修	—	R2年度以降補修を実施します。(兵庫県)	—	○	
8	No.8-1	26	わかば西小学校	消防署大庄出張所	43号線から左折してくる大型トラックや信号待ちの車の間をすり抜けて自転車やバイクが横断しているが、カーブミラーがないため、児童が横断したときに接触する恐れがある。	・カーブミラーの設置	一旦停止があり、隅切りのある見通しの良い交差点であるため、カーブミラーの設置はできません。	—	—	×	
	No.8-2	27		武庫川郵便局前	カーブミラーの設置数が足りないため、自転車、バイク、車など見通しの悪い箇所からの飛び出しが危険である。	・カーブミラーの設置	一旦停止があり、隅切りのある見通しの良い交差点であるため、カーブミラーの設置はできません。	—	—	×	
	No.8-3	28		道意神社西横断歩道橋	南北の道路に旧国道までスピードを出して北に向かう車が多い。また、信号がないことで尼崎宝塚線を走るよりも、この道を通ると早く行けると、通勤時間帯など車両が多くなり危険である。	・信号機の設置 ・横断歩道の設置	—	信号機の設置要件を満たしていないため設置できません。(尼崎南警察署)	—	×	
	No.8-4	29		緑川交差点	この交差点で児童が負傷する事故(1年生児童とトラックとの接触事故)が数件起きており、L字型に歩道橋をかければ危険性が低下すると考えられる。	・横断歩道橋の新設	—	交差点について、北東と北西の間、北西と南西の間は横断歩道あり。歩道橋の新設は難しいと考えます。(国が過去にお断りしています。)	—	×	

学校No.	要望No	通No	園・校名	危険箇所・要注意箇所	危険の内容等	点検内容	尼崎市道路維持担当	警察(北・東・南)・国・県対策予定	教育委員会・学校が実施する対策	工事实施の可否	進捗状況
9	No.9-1	30	浜田小学校	大庄北5丁目	車道が狭いうえに、歩道やガードレールがなく、児童が登下校する際に非常に危険。道路沿いにスーパーマーケットもあり、自転車や自動車の交通量も多い。	・歩道新設 ・ガードレール新設	道路(車道のみ)幅員が狭く、宅地等が接道しているため、片側に外側線を引き歩車分離を図ります。	—	—	○	
	No.9-2	31		浜田町3丁目	通学路の「文」の表示が消えている。本校西門前の横断歩道の表示が消えかかっている。	・「文」マーク引き直し	「文」マークの引き直しを実施します。	R3以降に横断歩道の引直しを実施します。(尼崎南警察署)	—	○	
10	No.10-1	32	竹谷小学校	竹谷小学校周辺道路	交通量が多く、速度が出ている車もあり取締りが必要。また、道幅も狭くなっているため注意が必要である。	・取締り	—	通常の取締りに対応します。(尼崎南警察署)	—	△	
11	No.11-1	33	難波の梅小学校	難波の梅小学校の北東にある交差点	交差点にある南側横断歩道の自転車用の路面標示の白線が消えているため、横断歩道に自転車が入り込んでしまい、横断歩道を渡ろうとする児童と接触しそうになる。	・横断歩道補修	—	対応を検討します。(尼崎南警察署)	—	△	
	No.11-2	34		難波の梅小学校西側道路、東側道路	児童の通学路になっているが、登校時に車の交通量が多いため、危険である。	・時間規制	—	対応を検討します。(尼崎南警察署)	—	△	
12	No.12-1	35	難波小学校	東難波5丁目12-7付近の五叉路	通学路であり、多くの児童が通る道であるが、東向きにスピードを出している車が多く、また、ミラーがないため、南北に走る車との事故が多い。令和元年5月20日～24日の間に、車同士の事故が2件あった。	・カーブミラー設置	一旦停止があり、隅切りのある見通しの良い交差点であるため、カーブミラーの設置はできません。	—	—	×	
13	No.13-1	36	七松小学校	七松小学校西門前	学校前の「文」「通学路」マーク、ストップマークが消えかかっている。橋通一本北側の東西通学路は通学路のメインストリートであるが、稀に朝すごいスピードで走る車あり。通学路が意識されておらず、不安に感じてる保護者も多い。	・「文」マーク引き直し	「文」マークの引き直しを実施します。	—	—	○	
	No.13-2	37		浜浦交差点南西角	朝の通学時に自転車同士の衝突が発生します。見通しが悪くかなりのスピードが出ていて非常に危険であり、事故に巻き込まれる可能性が高いと考える。	・カーブミラー設置	歩道が狭くカーブミラー設置はできません。	—	—	×	
	No.13-3	38		七松小学校北西角	橋通を渡る歩道橋について、保護者から経年劣化による雨天のスリップ等の危険がある。	・歩道橋の補修	今年度点検を行う予定です。結果次第では補修を行います。(現在のところ補修予定はありません)	—	—	×	
14	No.14-1	39	尼崎北小学校	尼崎北小学校東側横断歩道	学校東側の横断歩道には、歩行者用の信号機が設置されておらず、子どもたちの視野では自動車用の信号機が捉えにくい危険である。	・信号機設置	—	すでに歩行者用信号を設置済みです。(尼崎北警察署)	—	-	済
15	No.15-1	40	立花西小学校	西門へ向かう住宅道路	本校児童の過半数以上が使用しており学校でも児童への安全指導を行っているが、交通量も多く、児童が道路いっぱいに広がったり、立ち止まったりして、危険である。	・路肩のカラー化	路肩カラー舗装を実施します。	—	—	○	
	No.15-2	41		正門東側北向き一方通行道路脇電信柱	山手幹線から北向きに阪急電車を超えられる信号の数少ない抜け道になっており、通学時間帯にスピードを出して通り過ぎる車が多く、たいそう危険である。小学校前あてであることが意識されていない。	・巻きシートの設置	既に巻きシートを多くの電柱設置しているため、別途対策を検討します。	—	—	△	
	No.15-3	42		正門東側北向き一方通行道路脇電信柱	阪急電鉄武庫之荘駅から南下する一般の方も多数利用する道路である。その道路を一般の方と一緒に南下したり北上したりする児童が多い。児童は、車用信号を守って登校している中で、一般の方が「歩行者信号がない」ことを理由に、赤信号を無視される。	・巻きシートの設置	巻きシートを設置します。	—	—	○	
	No.15-4	43		南武庫之荘5丁目3-9北側	脇道からの交通量が多い。横断歩道はあるが、児童等への注意喚起のためストップマークの標示がされていない。	・ストップマークの設置	ストップマークの設置基準を満たしていないため設置できません。(生活安全課)	—	—	×	
	No.15-5	44		南武庫之荘2丁目	信号待ちに溝に落ちる児童や幼児を見かけた。ポストコーンが無く溝を植物の葉が隠している場所もあり危険である。	・ポストコーンの設置	溝に落ちないように対策を実施します。	—	—	○	
16	No.16-1	45	立花南小学校	若松公園西側七松線と交わる交差点	交通量が多いが、片方にしか横断歩道がなく、横断に時間がかかる分、危険である。	・横断歩道の設置	—	横断歩道の設置要件を満たさないため設置はできません。(尼崎北警察署)	—	×	
	No.16-2	46		立花南小学校南側、三反田2丁目17,18付近のスクールゾーン	スクールゾーンの「文」マークの表示が薄くなっており、わかりにくい。	・「文」マーク設置	「文」マークの引き直しを実施します。	—	—	○	
	No.16-3	47		立花南小学校北門すぐの交差点付近の道路	登下校時に交通量が多く、時間規制が無いため危険である。	・時間規制	—	地元調整が可能であれば検討します。(尼崎北警察署)	—	△	
	No.16-4	48		三反田3丁目から三反田2丁目に向かう交差点	交通量が多いが、信号がなく横断の際に危険である。	・信号機の設置	—	信号機の設置要件を満たしていないため設置できません。(尼崎北警察署)	—	×	
17	No.17-1	49	立花小学校	立花小学校東門付近	スクールゾーンの設定がなされており、車両進入禁止時間帯が設けられているが、誤って通行する車やバイクがいるため、登校の際(7:45～8:30頃)に危険である。	・時間規制	—	取締りの強化を検討します。(尼崎北警察署)	—	△	

学校No.	要望No	通No	園・校名	危険箇所・要注意箇所	危険の内容等	点検内容	尼崎市道路維持担当	警察(北・東・南)・国・県対策予定	教育委員会・学校が実施する対策	工事实施の可否	進捗状況
18	No.18-1	50	武庫の里小学校	武庫の里1丁目4付近	正門に面する通学路であるが、朝、通行禁止の標識が見えにくい。路肩のカラー舗装がされておらず、スピードを上げて通り抜ける車も多くて大変危険である。	・路肩のカラー化	路肩カラー舗装を実施します。	—	—	○	
	No.18-2	51		武庫元町2丁目25付近	信号機のない横断歩道は設置されているものの、標識や標示がされておらず直線で見通しもよいため、車やバスがほとんど停車せず、児童が横断するのに危険である。	・標識の設置	—	標識設置の是非を検討します。 (尼崎北警察署)	—	△	
	No.18-3	52		常吉1丁目21付近	横断歩道が薄くて見えない。交差点南側には停止線や短い横断歩道が新たに引かれているが、北側には引かれていない。南側に抜けていく車からは認識されず、スピードを上げて走り抜けていく車が多くて大変危険である。	・横断歩道の設置	—	横断歩道及び停止線の引き直しを実施します。 (尼崎北警察署)	—	○	
	No.18-4	53		武庫の里1丁目4付近	北門に隣接する通学路であるが、横断歩道が無く見通しも悪い。通り抜けやごみ回収が重なり非常に危険である。	・横断歩道の設置	—	横断歩道の設置要件を満たさないため設置はできません。(尼崎北警察署)	—	×	
	No.18-5	54		武庫の里1丁目5付近	横断歩道は設置されているが、古くて薄くなっているため、ドライバーから認識されにくく非常に危険である。	・横断歩道のひき直し	—	すでに横断歩道の引き直しを実施済みです。(尼崎北警察署)	—	-	済
	No.18-6	55		武庫元町1丁目付近	交差点の標示はあるものの横断歩道がなく、南から登校する児童が無理に横断するという状態が続いており、非常に危険。また、スピードを上げて走り抜ける車も多い。	・横断歩道の設置	—	横断歩道の設置要件を満たさないため設置はできません。(尼崎北警察署)	—	×	
19	No.19-1	56	武庫南小学校	正門前道路、南側通学路	正門前道路、南側通学路とも交通量が多く、時間規制やスピード規制があるにもかかわらず、標識や信号が無いため違反車両が絶えず危険である。	・信号機の設置 ・標識の設置	—	規制標識の設置はできません。信号機の設置は難しいと考えます。(尼崎北警察署)	—	×	
	No.19-2	57		北西門前道路	日常的に駐車車両が多く、また休日には数十台の自転車が止められ、事故等の可能性が懸念される。	・取締り	—	取締りを継続して対応します。 (尼崎北警察署)	—	○	